

Title	平成一八年度一学期法学部試験問題
Author(s)	
Citation	阪大法学. 2007, 56(6), p. 263-275
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/55096">https://hdl.handle.net/11094/55096</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

平成一八年度一学期試験問題 大阪大学法学部

▼法学概論

.....田中宏治助教

【問1】平成一〇年二月ごろY男は、長崎市内のキャバレーでホステスとして働いていたX女と知り合った。二人は同年六月ごろから肉体関係を結び、同年一二月末福岡市内において賃借したアパートで同棲生活を始めた。しかしX女には夫があり、Y男もこのことを知っていたから、結婚するつもりは双方とも無かった。そしてその同棲生活はY男がA女と結婚式を挙げた平成一五年二月三日の朝まで継続した。

平成一四年二月三十一日、X女は、Y男から「自分には結納を取り交わしたA女がいて、近く結婚することになっているので、別れて欲しい」と打ち明けられて、納得した。ところが、結婚式の前日である平成一五年二月二日夜、X女は、突然泣きわめき、結婚式を挙げる代りにX女に二億円を支払う旨記載した書面を書くようY男に要求した。そこでY男は、明日に迫った結婚式に出席するため仕方なく、書面を書くことで済むものならばその金額がいくらであろうとそれにこだわる必要はないと考え、X女の言うままに「X女と別れるに際しまして私が今後自力でかせぎました金額の内から将来二億円を支

払います。」と記載した書面を作成し、これをX女に渡

した。確かに、Y男は、同棲生活解消後X女が就職するなどしてその生活が一応安定するまでは多少の面倒を見ることは考えていた。しかし、Y男は、X女との同棲生活を解消するためには特に金を払うつもりはなかった。

また、X女も、一介の給料生活者のY男が二億円という大金を将来X女に支払えるとは考えていなかった。

Y男とA女が結婚し、Y男とX女との同棲生活が解消された後においても、平成一五年二月まで、X女とY男とは肉体関係を持ち続けていた。その間、つまり同棲生活解消後に肉体関係を継続した間、Y男はX女に対し、X女の生活費及びX女がその夫と離婚して将来喫茶店を開くための資金として、数度にわたり計五百万円を渡している。

X女はY男に対して、二億円の支払を求めることができるだろうか。

法的三段論法を用いて説明しなさい。

【問2】企業Yは、学生Xを雇用した。その後、Yは、Xが在学中に学生運動に加わっていたことを知り、それを理由として解雇を告げた。

XはYに対して、解雇の無効を主張して、報酬の支払を求めることができるだろうか。

法的三段論法を用いて説明しなさい。

▼政治学概論

……………尹景徹教授  
上川龍之進助教授

問題Ⅰ 政治過程論・現代日本政治

1 次の語句の意味を、具体例を挙げながら、それぞれ  
数行程度で説明しなさい。

- (1) 自然独占
- (2) 業績投票
- (3) 影響力資源

2 日本では、同じ議院内閣制の国であるイギリスと比  
べて、内閣提出法案の成立率が低い傾向にある。それ  
はなぜだと考えられるか。説明しなさい。

問題Ⅱ 国際政治学

1 国内政治と国際政治の違いについて述べなさい。

2 次の項目（国際政治の用語）より五つを選択し、そ  
れぞれ四行程度で説明しなさい。

- (1) 勢力均衡
- (2) 理想主義
- (3) 現実主義
- (4) 単独行動主義 (unilateralism)
- (5) 核不拡散条約 (NPT)
- (6) 「米朝枠組み合意」
- (7) 瀬戸際外交

▼日本の法制度

……………瀬戸山晃一講師  
レポート・平常点

▼憲法Ⅰ

……………高田篤教授  
下記の設問1、2それぞれについて解答せよ。

設問1 権力分立原理について説明せよ。その際、それが  
現代立憲主義の下でいかなる追加・修正を受けたかにつ  
いても、説明せよ。

設問2 日本国憲法下の「行政権」の意義について述べよ。

(資料・日本国憲法、省略)

▼行政法Ⅰ

……………大久保規子教授  
次の三問の中から二問を選択して答えなさい。

1 行政権限の代理、委任および専決の異同について論じ  
なさい。

2 公立学校の退学処分や単位不認定を取消訴訟で争うこ  
とは可能か。可能であると考えられる場合には、これらの行  
為が違法と判断される基準についても、具体例を挙げて  
論じなさい。

3 行政手続の瑕疵が処分の効力に及ぼす影響について、  
いくつかの具体例を挙げて判例の傾向を整理したうえで、  
自らの意見を展開しなさい。

▼民法Ⅰ

……………小杉茂雄教授  
問1

① Aは、大阪に本店のあるB会社に勤務していた。東

京に転勤の噂があり、子供も東京の大学に入学が決まったので、東京で賃貸マンションの一室を借りることとした。条件にあった東京のマンションが見つかったので、貸主Cと賃貸借契約を締結した。ところが、噂は間違いで、転勤の辞令はでなかった。

Aは、上記賃貸借契約の民法九五条の錯誤無効を主張したいが、Aの錯誤無効の主張は認められるか否かを、AがCに対し、東京転勤になるから借りるのだと言っていた場合と、言っていない場合とに分けて論じなさい。

② D会社本店に勤務していたEは、カナダのD社支社に転勤の話がでていた。Eは、買ったばかりのポルシェの新車を会社の同僚Fに月2万円の賃料をとって貸す契約を締結した。契約にあたって、Eは、カナダ転勤を条件とすることを明示していた。ところがEは、カナダ支社の転勤辞令はでず、同じD社本社のなかで、営業部から経理部に配転となっただけであった。

Eは、Fに対し、ポルシェの賃貸借契約の民法九五条の錯誤無効を主張することができるか否かについて論じなさい。

問2 Xは、平成七年一〇月に、土地を購入したが、公道に面する間口がせまいという指摘が取引銀行からあったので、間口を広めるために、Sから本件土地を購入

した。しかし、本件土地の大部分（本件通路部分）は、Yが本件土地の西側に建っているYの建物の専用進入路としてコンクリート舗装してあり（昭和四八年二月に、Yの先代がコンクリート舗装して開設し）、それをYが先代から引き継いで、占有、使用し続けている。Xは、Yの先代及びYが本件通路部分を、開設、占有、使用してから、二〇年以上経って、本件通路部分を含む本件土地を、同地の所有者であったTから購入した。なお、本件通路部分を含む本件土地の登記名義はTであった。Xが購入して、TからXに所有権移転登記がなされている。

Xは、Yが本件通路部分を専用進入路としてコンクリート舗装した状態で利用していたこと、もし、Yが本件通路部分を利用できないと公道からの進入が著しく困難となることを知っていた。

Xは、Yに対し、本件通路部分の所有権を主張できるか否かについてできるだけ詳しく論じなさい。

▼日本近代法史

下記の二問について、答えなさい。

(1) ①及び②の資料から、どのようなことが問題となるのかについて、論じなさい。

①明治六年三月二五日太政官第一一四号布告の一部  
・官有地・各所公園地山林野沢湖沼ノ類旧来無税ノ地ニ

シテ官簿ニ記載セル地ヲ云

右地所ハ政府ノ都合或ハ人民ノ願ニヨリ之レヲ売買スル等総テ大藏省成規ニ従フ可シ尤地券ヲ発スルニ及ハスト雖モ其坪数地方官ノ帳簿ニ書載シ置ヘシ

・公有地…野方秣場ノ類郡村市坊一般公有ノ税地又ハ無税地ヲ云

右地所ハ本庁ヨリ其公有セル郡村市ノ戸長ヘ公有地ノ証トシテ地券ヲ渡シ地租区入費ハ該地ノ景況ニ仍リ收入セシムヘシ尤開墾牧場等ノ為メ私有地トナサント欲スルトキハ管轄庁ニテ其得失ヲ詳明シ村方故障ナケレハ成規ニ随テ払下可シ

但公有地ノ内自然村方ニ出金致シ買入レタル地所ハ売買トモ村方一統ノ自由ニ任ス可シ

②明治七年一月七日太政官第一二〇号布告の一部

・官有地第三種 地券ヲ発セス地租ヲ課セス区入費ヲ賦

セサルヲ法トス

但人民ノ願ニヨリ右地所ヲ貸渡ス時

ハ其間借地料及ヒ区入費ヲ賦スヘシ

一 山岳丘陵林藪原野河海湖沼池沢溝渠堤塘道路田畑屋敷等其他民有地ニアラサルモノ

・民有地第二種 (地券ヲ発シ地租ヲ課シ区入費ヲ賦スルヲ法トス) が欠落?

一 人民数人或ハ一村或ハ数村所有ノ確証アル学校病院郷倉牧場秣場社寺等官有地ニアラサル土地ヲ云

但此売買ハ其所有者一般ノ自由ニ任スト雖モ潰地或ハ開墾等ノ如キ大ニ地形ヲ変換スルハ官ノ許可ヲ乞フヲ法トス

(2) 明治一〇年から明治一二年にかけて行われた「天皇親政」をめぐる二つの官制改革について、論じなさい。

▼政治学原論 …………… 河田潤一教授

問1 民主主義 (democracy)、あるいは民主化 (democratization) に有利な条件と不利な条件を、ロバート・A・ダール (Robert A. Dahl)、及びサミュエル・P・ハンチントン (Samuel P. Huntington) の所論に言及しつつできるだけ詳しく論じなさい。

問2 以下の語について簡潔に説明しなさい。

(1) 想像の共同体 (imagined community)

(2) 投票行動のミシガン・モデル

(3) 『孤独なボウリング』 (Bowling Alone)

▼刑事訴訟法 …………… 松田岳土助教授

次の二つの問いに答えなさい。

問1 次の①～③のテーマのなかから二つを選択し、それぞれ一五行以内で論じなさい。

① 逮捕と勾留の関係

② 令状主義の趣旨とその妥当範囲

③ 訴因変更の要否

問2 自白の証拠能力について、伝聞法則、自白排除法則、違法収集証拠排除法則の各証拠法則との関係に触れながら論じなさい。

▼民法2 ..... 田中宏治助教

【問1】 Yは江戸時代初期の骨董品を蒐集している。XはYに絵巻物売り、もし品物が江戸時代初期のものであれば契約の解除を認めるという特約を結んだ。引渡し及び代金支払後、この絵巻物は江戸時代初期のものではないことが判明したが、間もなく大地震のためにY宅が崩壊し絵巻物も焼けて無くなってしまった。

- (1) 実は、焼けた絵巻物は室町時代のものであり、市場では江戸時代初期のものと同等の価値があった。Yは契約を解除して代金を取り戻すことができるだろうか。
- (2) 実は、焼けた絵巻物は後世に複製された贋物であり、市場ではほとんど価値が無かった。Yは契約を解除して代金を取り戻すことができるだろうか。

【問2】 Y所有の船とX所有の船が両船長の過失で衝突し、Xの船だけ沈没した。市場では、沈没したXの船と同様の中古船の価格（船価）は、戦争の影響で沈没から二年後には沈没当時の十倍以上に騰貴し、現在では再び沈没

当時の価格にまで下落している。他方、沈没前にXは既に第三者と備船契約を結んでいて、船価の数倍に上る多額の備船料を得る予定であった。

XはYに対し、①騰貴した船価の賠償と、②備船に出せば得られたであろう備船料の賠償とを請求できるだろうか。

▼商法2 ..... 山下真弘教授

下記七問中五問を選択して、根拠条文を明記し、理由を示して、具体的かつ簡潔に解答しなさい。

- (1) 新株発行は本来どの機関の権限に属するものと考えられるか。授權株式（授權資本）制度で授權の限度を法定するのはなぜか。非公開会社ではどうか。
- (2) 少数株主権という考え方（制度）は、株主の権利を制約しないか。株主平等原則との関係で問題はないか。
- (3) 事業譲渡の制度に加えて、会社分割の制度を置いたのは、どうしてか。その共通点と相違点も挙げなさい。
- (4) 表見代表取締役が成立する要件として、取締役の行為がその前提となるか。
- (5) 法定の要件を満たさない財産引受けについて、会社は追認できるかという議論は、何を問題としているのか。
- (6) 株主の配当請求権は、株主総会決議によっても、株主から奪うことはできないか。
- (7) 剰余金を配当するには資本金等を控除しなければなら

ないが、それはどういうことか。また、分配可能額を超えた配当は、どうなるか。理由を示し説明しなさい。

▼経済法 …………… 武田邦宣助教

1 映画配給会社Xが、映画館に対して、標準的な料金（映画鑑賞のチケット代）を提示している。多くの映画館はそれに従っている。独禁法上の問題はなにか。

2 映画配給会社Xが、自らが提示した標準的な料金に問わず割引料金を設定している映画館に対して、映画の配給を拒否した。独禁法上の問題はなにか。

▼知的財産法 …………… 茶園成樹教授

以下の三問に答えなさい。

1 Xは、特許出願Aを行った。その願書に最初に添付した特許請求の範囲に記載された発明は、 $\alpha$ 発明だけであった。Xは、出願Aの出願日より前に、特許出願Bを行っており、 $\alpha$ 発明は、出願Bの願書に最初に添付した特許請求の範囲には記載されていないが、明細書には記載されていた。出願Aの出願日より後に、出願Bの出願公開がなされた。

Xが、出願Aについて、出願Bとの関係で特許を受けることができないう場合はあるか。あるとすれば、それは、どのような場合であるか。なお、出願Aの願書に添付した特許請求の範囲について補正はなされないものとする。また、出願A及び出願Bについて出願人名義変更はなさ

れないものとする。

2 Yは、医薬品 $\beta$ の発明について特許権（以下、「本件特許権」という。）を有している。本件特許権の存続期間が二〇〇八年七月三十一日をもって満了する。Zは、二〇〇八年八月より医薬品 $\beta$ を製造販売したいと思い、薬事法上の製造承認申請をするために、二〇〇六年七月より、Yの承諾なしに、 $\beta$ を生産し、これを使用して製造承認申請書に添付すべき資料を得るのに必要な試験を行っている。Zの行為は、本件特許権の侵害となるか。

3 特許権の消滅事由について説明せよ。…………… 池田辰夫教授

仁木恒夫助教

以下の設問のすべてに解答しなさい。

1 民事紛争を一つだけ、物語風に具体的に記述しなさい。  
2 上記1の紛争が、民事訴訟事件となったとして、手続法上の論点が少なくとも一つ含まれるように設問を作成しなさい。

3 上記2の設問について、論点を提示した上で、簡潔に論じなさい。

▼国際経済法 …………… 川瀬剛志助教

問題

以下の一〇問を読み、それぞれに含まれる主張、判断または記述が、WTO協定および附属書の関連規定に照らし

て、法的に

―正しい場合には○を付けなさい。また、

―誤っている場合には×を付けた後に、一問あたり五行を目安にその理由及び正しい解釈とその帰結を簡単に記述しなさい。

ただし、

―全問に○、または全てに×を付けた場合、全問不正解とする。

その際、

―根拠となる法令の条文を詳しく項・号まで解答中に示すこと。

―先例となるパネル・上級委員会の判断があれば、それにも言及し、事件名を明記すること。

なお、問題文中「WTO協定」とあるが、マラケシュ協定のみならず、附属書を含めた協定の総体を指すこととする。

1 X国は中央官庁の公用車の調達にあたり、X国産の自動車に限って応札を認めたが、このX国の行為は明白にX国に課せられた内国民待遇供与の義務に反する。

なお、X国は政府調達協定に加入していない。

2 Y国は、音楽配信機能付き携帯電話を分類項目「情報通信機器」(ゼロ関税)から同「オーディオ機器」(関税率7%)に分類変更した。当該産品をY国に多

く輸出していたX国は、これをGATT二条違反であるとして、パネルに付託した。そこでパネルは、もっぱら直近のウルグアイラウンドにおける問題の関税譲許に関する両国の交渉経緯を検討し、X国はY国が当該産品を「オーディオ機器」に分類することは予見できなかったと判断し、X国の請求を認めてY国の措置をGATT二条違反とした。

3 X国は内国税である3%の消費税の適用について、一部の安保上の友好国からの輸入品についてのみ免除している。X国は国産品については例外なく一律に3%の課税を行っており、これらの免税輸入品を国産品よりもむしろ優遇しているのであって、GATTのいかなる規定にも違反しないと理解している。

4 A国のトマトに対するセーフガードにつき、B国はセーフガード協定違反としてパネルにこれを付託した。パネルは本件措置の発動にあたり、A国は十分な輸入の増加を立証していないとし、残余の論点については事実認定を含めて全く判断することなく、A国措置の協定違反を認定した。A国はこのパネルの判断を不服として、上訴した。上級委員会は、パネルは誤ったセーフガード協定二条一項の解釈によって輸入増加を認めなかったとして、改めてA国措置の輸入増加要件適合性を認めた。それ以外の重大な損害、因果関係等の



パネルが判断しなかった点についてはパネルが事実認定を行わなかったので改めてパネルに提出された証拠を審理し、事実認定を行い、協定適合性を審査した。

5 X国は食品添加物 $\beta$ の発ガン性を懸念し、このリスクをゼロに抑制すべく、 $\beta$ および $\beta$ 含有食品の全ての輸入を禁止した。 $\beta$ を含む製品をX国に輸出するY国はこれをパネルに付託した。

問題の危険性評価によれば、確かに $\beta$ の長期・継続的な摂取は胃ガンを誘発するリスクが相当程度あることを示している。しかしながら、発ガンに至る一人あたりの $\beta$ の摂取総量は通常の生活では達し得ない相定量であつて、その八割程度であれば発ガンリスクはほぼゼロであることも示していた。また、 $\beta$ の代替物を開発・利用するX国内の生産者・消費者のコストを考えると、完全な輸入・使用禁止よりも、 $\beta$ の摂取過剰を抑える使用規制やキャンペーンで消費者に訴えかける方が低コストで、それでも十分に発ガン閾値以下に摂取を抑えられることは、X国政府の資料から明白であつた。

このためパネルは、より通商制限的でない代替手段が存在することを理由に、本件措置はSPS協定に反すると判断した。

6 X国はビールと缶チューハイの販売について、輸入

が多い前者については量販店での販売を規制しているのに対し、国産が主となる後者については同様の規制を設けなかった。これに対してY国は、当該規制をGATT三条四項のもとの同種の製品の差別であるとして主張し、パネルに紛争を付託した。

パネルは両者が規制以前は同様に酒類量販店で売られ、価格も似通っており、比較的低アルコール含有（5〜10%未満）の清涼感のある飲料として消費者に認識されており、その結果市場で競合し、相互の代替性がかかなり高いことを認定した。しかし、外見、味、材料から物理的特性が異なることを理由として、両者は同種とは言えないと判断し、よつてこれらを差別する当該規制はGATT三条四項に反しないと判断した。

7 WTOの最高意思決定機関である閣僚理事会は最低二年に一度の頻度で数日間程度開催されるが、会期と会期の間、つまり殆どの期間は、一般理事会が閣僚会議の権能を代行する。

8 X国においては五年ほど前から熱延鋼板の輸入が毎年少しずつ増加しているが、これが今年相当程度の水準に達したので、X国政府はセーフガードを発動した。X国政府は、GATT一九条一項およびセーフガード協定二条一項は単に輸入の増加を要求しているので、この五年間の熱延鋼板の輸入増加はこの要件を充足し

ていると考えている。なお、この輸入増はX国の好況による建設ラッシュで国産熱延鋼板の生産が追いつかない結果であり、基本的にX国国内産業の収益は高水準にある。

9 X国は、欺瞞的表示から消費者を保護する名目で、近海で捕れる一〇種類の鮭の缶詰めのみを「鮭缶」と称してよいというラベリング法令を定めている。この結果、ここに含まれない別の種類の鮭を缶詰めにしてY国は当該産品を「鮭缶」としてX国に輸出できず、X国の措置はTBT協定に要請されているように国際的な規格・基準に基づいていないと主張した。パネルはこの主張を認めた。なお、コーデックス委員会の基準では、「鮭」に該当するのはY国の缶詰めに使われる種類を含む全一四種類である。

10 X国はY国特殊関税法のうちダンピング防止税調査手続におけるゼロ計算に関する規定につき、「法それ自体」としてダンピング防止協定違反を申し立てた。このときX国は特殊関税法本体およびその実施規則である特殊関税法施行令をパネル設置要請書にY国の措置として特定したが、その下位規範である「ゼロ計算実施のためのガイドライン」を明示しなかった。パネルは、設置要請書にガイドラインの上位規範（特殊関税法+施行令）が含まれることをもって、そこに特定

されないガイドラインがパネルの付託事項の範囲に自動的に入るものと理解されず、よって同ガイドラインについてパネルの審理の対象外とするという先決的判断を示した。

▼ローマ法

(1) ガーイウス『法学提要』の編別構成の持つ特徴と意義を論じなさい。

(2) 法学者による法創造とローマ法の発展について、講義の内容（紹介した先行研究を含む）をふまえたうえで自由に論じなさい。

▼法社会学

つぎの各問題のうちから一問を選択して論じなさい。

福井康太助教

1 「契約自由の原則」の意義について論じた上で、契約責任が拡張されていく最近の傾向について論評しなさい。論評にあたっては、講義中に採り上げられた論点を適宜参照しつつ問題点を抽出すること。

2 裁判とADRの望ましい役割分担について持論を展開しなさい。持論を展開するにあたっては、裁判制度の得意分野と不得意分野、ADRの得意分野と不得意分野を明らかにし、両者の相互補完的關係に留意すること。

3 医療紛争が深刻化する構造について述べた上で、医療紛争の処理にはどのような手段が適切であるか論じなさい。その際、訴訟手続は時間がかかること、金銭賠償し

か求められないことなど、裁判制度の限界に留意すること。

4 職場いじめ、パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメントといった職場トラブルが急増している最近の傾向の背景を明らかにしつつ、可能な対策について持論を展開しなさい。

▼比較法文化論 ……………三阪佳弘教授

問題1と問題2の両方について解答しなさい。

問題1 第八回講義のパワーポイント資料「1-2 近代」現代日本の民事訴訟率の推移」について、「訴訟回避の法文化」という観点で分析検討しなさい。

問題2 まず、以下の文献において、「法文化」(文献中で「日本特有の基層文化」「歴史・風土」「長年にわたって形成されてきた国民意識」というタームで表されているものを指す)がどのようにとらえられているかを検討しなさい。そのうえで、「法文化」をどのようにとらえるか、という観点から、本講義の内容を整理して記述しなさい(引用文献が刑事司法に関するものであるからといって、刑事司法に限定するものではない)。

文献

わが国は、比較的温和な自然条件に恵まれ、国家としての体制をとって以来長年月の歴史を有しながら、四周が海に囲まれているという地理的状况もあって、その間、

異民族による征服という経験を経ておらず……、内乱もあるにはあったが、一時的・小規模なもので、国民生活を根底から変革するほどのものではなく、おおむね統一された政治体制のもとに、日本特有の基層文化(basic culture)を育んできた。わが国のごとく、長期間にわたって、「民族、一言語、一文化」の状態が維持されたのは、世界の中でも珍しいといわれる。こういう独特の歴史・風土のなかにあつて、わが国の警察をはじめ刑事司法機関は「お奉行さま・岡っ引き」時代の遙か以前から、民衆の外側にあるものとして意識されてきた。明治以降欧米の権利思想が移入されたが、明治憲法では、国民の権利・自由が法律によつてならばこれを奪い、制限することができたうえ、公務員は「天皇の官吏」として位置づけられたためかえつて「お上(おかみ)」意識を助長させ、また今次大戦後、「天皇の官吏」から「全体の奉仕者」へ様変わりしても、長年にわたつて形成されてきた国民意識は容易には変革していない。かかる国民は、自らの手で悪を裁こうという態度には出ず、司法官憲の真実にできるだけ近づこうとする熱意と誠実に期待し、そこに自分達の正義感情の満足を求めようとする。……(民事訴訟法をモデルとした英米法的な)刑事訴訟法も、……実際の運用面ではわが国民性に合致する方向でのみ機能することになる。そうすると、情緒的感性を有

し、論理的闘争ということに慣熟していないわが国民にあっては、英米法のように、法廷のみを攻撃・防禦の主戦場となし、捜査段階は制度上存在しない、とする法制を良しとすることはできない。わが国の刑事裁判においては、客観的眞実に照準をあてたものであってこそ、わが国民の納得が得られるものであって、スポーツ的訴訟技術の巧拙によってことを決するのでは、国民が満足するとは思えないし、いわんや、当事者処分主義的な運用は、到底わが国民の期待に適うものとはいえない。

そういう訴訟運営は誤判の危険を増大させる。その誤判の危険が無実の者を有罪とする危険である場合ももちろん、有罪たるべき者を釈放してしまう危険である場合も、これを避けなければならない。それは、法秩序を弛緩し、犯人以外の国民の基本的人権を軽視することにつながるからである。その意味で、わが国の刑事裁判においては、実体眞実発見の観念こそ重要であり、当事者主義、デュー・プロセスは実体的眞実主義に奉仕するため、その限度において存在するものであり、それが独自の目的をもつものではない。そして、わが国においては、捜査における弾劾主義というようなことにはなじみなく、捜査において眞実を発見し、事実を確定して、裁判においてはそれを説得し、明確にするということの方が国民感情によく適合する。その意味では、公判は捜査の結果

を確認し、審査するという作用を営むといえる。このように、日本の刑事司法は檢察と裁判との二重構造によって運営されているのがその実体であるが、そうであつても、それが国民のニーズに合致するのであれば、これを非難することはあるまい。(土本武司『刑事訴訟法要論』から引用)

▼ヨーロッパ法 ……………ヨハネス・キメスカンプ助教  
平常点

▼アジア法論 ……………高見澤磨講師  
レポート・平常点

▼外交史 ……………坂元一哉教授  
問題 日本はなぜ米国と戦争することになったのか、その原因について論じよ。ただし、授業でとりあげた事実、概念、主張、人物などを五つ以上あげ、その意義や役割を説明しながら論じること。とりあげた五つについては下線を引くこと。

▼行政学 ……………曾我謙悟助教  
以下の二つの問いに答えなさい。

問い1 戦後日本において、もし自民党の長期政権が成立しなかったとしたら、日本の行政は、どのようなものになつていたと考えられるか。その理由とともに論じなさい。

問い2 日本の行政組織における情報処理の方式とそれを

補完する諸制度について述べた上で、その功罪についても論じなさい。

ヨハネス・キメスカン 助教

竹中浩 教授

▼比較政治 …………… 尹景徹教授

(1) 次の三問から、二問を選択して解答しなさい

平常点

クレイグ・マーティン 講師

1 日清戦争と日露戦争の結果が朝鮮半島に与えた影響を比較して述べなさい。

▼カナダ法 …………… クレイグ・マーティン 講師  
レポート・平常点

2 南北ベトナムと南北朝鮮の分断国家形成過程を比較して述べなさい。

▼国際取引法 …………… 野村美明教授  
1 次の文章を読んで、各問に答えなさい。

3 NPT（核拡散防止条約）について説明しなさい。  
(2) 次の事項から四項目を選び、それぞれ四行程度で説明しなさい。

Y社は、A国で登録されたA国特許の特許権者である。Y会社は、右特許と同一内容の日本特許を実施して製作した液晶パネルを他より大量に購入しこれを使用して液晶テレビを製作し、平成一三年五月頃から同一七年一月三十一日に至るまでの間、右テレビ合計二〇万台をA国に輸入して右液晶パネルを拡布し、よってXに対し右A国特許権の侵害によりその実施料相当額の損害を蒙らせたので、XはY社に損害の賠償を求める訴えを大阪地裁に提起した。

- 1 軍部大臣武官制
  - 2 江華島条約
  - 3 対華二一ヶ条要求
  - 4 ワシントン体制
  - 5 安内攘外策
  - 6 米朝ミサイル協議
  - 7 日朝平壤宣言
- ▼法医学 …………… 的場梁次 講師  
レポート

(1) 大阪地裁は、Xの請求をどこの国の法によって判断すべきか。

▼国際契約法 …………… 黄勅彦 講師

2 次の文章を読んで、各問に答えなさい。

▼外国語文献研究 1・2 …………… 重井輝忠 助教

日本の輸入業者である南洋物産は、ブラジル国の輸出業者であるインスチチュート・ド・アルコール（以下

- 「インスタチユート」という)から本件原糖を買受けたところ、インスタチユートは、その荷送人として、オランダ国アムステルダム市に本店をおき日本国内に営業所を持つ海運業者であるロイアル・ダッチ・ラインズ(以下「RDL」という)と海上運送契約を締結し、RDLから本件船荷証券の発行・交付を受け、これを荷受人である南洋物産に交付した。一方、RDLは、本件原糖をその所有船ウソダネ号に船積してブラジル国サントス港から大阪港まで海上運送したが、ウソダネ号の発航当時、これを堪航能力及び堪貨能力のある状態におくことについて注意義務を怠つたため、多数の袋に海水濡れを生じ一六〇万円を下らない原糖の毀損を生じさせた。
- (1) 南洋物産とRDLとの運送契約の内容を証明するためには、どの文書を示せばよいか。
- (2) 南洋物産はRDLに対し、どのような請求ができるか。
- (3) 浪花保険株式会社は、南洋物産との間に締結した本件原糖を保険目的とする積荷海上保険契約に基づき、一三七万六一八〇円の保険金を支払って南洋物産のRDLに対する上記(1)の請求権を代位取得した。浪花保険は、RDLに対し右同額の損害賠償金及びこれに対する商事法定利率による遅延損害金の支払を求める訴訟を提起したい。日本に裁判管轄はあるか。なお、R

D Lは大阪に営業所を有している。

▼西洋政治史 ……………津田由美子講師

省略